

平成 25 年第 6 回教育委員会臨時会記録

平成 25 年 5 月 17 日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 25 年 5 月 17 日 (金) 午前 10 時 30 分～午前 10 時 50 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子
委員 對馬 初音 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校教育部長 玉山 雅夫
生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂
庶務課長 北風 進 学校整備課長 喜多川 和美

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 43 号 杉並区長等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 44 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 45 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
建築工事の請負契約の締結について
- 議案第 46 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
電気設備工事の請負契約の締結について
- 議案第 47 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
- 議案第 48 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
空気調和設備工事の請負契約の締結について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案

議案第 43 号 杉並区長等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例・ 4

議案第 44 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・ 5

議案第 45 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
建築工事の請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

議案第 46 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
電気設備工事の請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・ 6

議案第 47 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
給排水衛生設備工事の請負契約の締結について・・・・・・・・ 6

議案第 48 号 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設
空気調和設備工事の請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・ 6

委員長 おはようございます。それでは、ただいまから、平成 25 年第 6 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は折井委員が欠席ですけれども、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事録の署名委員は、對馬委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。議事日程は、ご案内のとおり、議案が 6 件となっております。日程第 1 議案第 43 号から、日程第 6 議案第 48 号の議案は、平成 25 年第 2 回区議会定例会の提出予算議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第 13 条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、異議がありませんので、日程第 1 議案第 43 号から日程第 6 議案第 48 号までにつきましては、会議を非公開とし、審議することといたします。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。日程第 1 議案第 43 号「杉並区長等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 では、議案第 43 号につきまして、ご説明を申し上げます。

国における官民較差解消のための退職手当支給額の引下げ等を踏まえまして、平成 25 年第 1 回区議会定例会におきまして、杉並区職員の退職手当に関する条例の一部が改正されまして、一般職員の退職手当が引き下げられたところでございます。

区におきましては、このような状況を勘案しまして、区長等の退職手当を 10% 引き下げることといたしました。このことに伴いまして、この条例案の作成にあたり、教育委員会への意見聴取がなされたものでございます。

なお、この条例案は関連する 3 件の条例につきまして、条立てで改正することといたしてございます。第 2 条におきまして、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして資料に沿ってご説明を申し上げます。

議案の最後から 2 枚目に添付をいたしました資料 2 「退職手当の支給割合の改

定の概要」をご覧ください。

区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の退職手当の支給割合を記載のとおり10%引き下げるものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第43号のご説明について、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

国の方で、そういう方向で、というような。

庶務課長 国からだんだん下りていくという形です。

委員長 何か、どういうふうに言っているかわからないのですけれども、全てどんどん引き下げられてしまうというのは、と思うのですけれども、いたし方がない部分があるのかなと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にありませんので、議案第43号につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第43号は原案のとおり、可決させていただきます。

それでは、続きまして日程第2 議案第44号「平成25年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」を上程し審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第44号「平成25年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」についてご説明を申し上げます。議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算が1事業でございます。事務事業名「理科教育等充実事業」でございます。これは、国の理科教育設備整備費等補助金を活用しまして、昨年度小中学校全校の理科室に導入いたしました電子黒板機能つき大型液晶モニターの効果的な活用を図るために、デジタル顕微鏡カメラと書画カメラを購入するための経費でございます。

なお、補助金の充当率は2分の1で、455万円を充当いたしてございます。

1ページおめくりいただきまして、教育費の総額でございます。教育費全体の

補正前の額に、今回の補正額 910 万円を加えました補正後の額は、178 億 7098 万円でございます。

以上で補正の説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

對馬委員 デジタル顕微鏡カメラと、もう一つ何とおっしゃいましたか。

庶務課長 書画カメラ。書画カメラというのは、カメラなのですが、こう、下を向いていて。

對馬委員 ノートとかを撮る。

庶務課長 そうです、はい。

對馬委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にありませんので、議案第 44 号について原案のとおり、可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第 44 号は原案のとおり、可決いたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして日程第 3 議案第 45 号「仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設建築工事の請負契約の締結について」、日程第 4 議案第 46 号「仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設電気設備工事の請負契約の締結について」、日程第 5 議案第 47 号「仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 建設給排水衛生設備工事の請負契約の締結について」、日程第 6 議案第 48 号「仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設 1 施設建設空気調和設備工事の請負契約の締結について」、以上の 4 議案を一括上程して審議いたします。学校整備課長からご説明をお願いいたします。

学校整備課長 私からは議案第 45 号、第 46 号、第 47 号、第 48 号につきまして、ご説明をいたします。

本件は仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校の建設の工事、そして併設の学童クラブの建設工事を行うものでございます。

建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事の 4 工事に

つきまして、一般競争入札により落札した建設共同企業体と請負契約を締結するものでございます。

契約の金額、契約の相手方等につきましては、お手元の議案に記載のとおりでございます。

なお、資料といたしまして、建物平面図を議案第 45 号に添付してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、議案の 4 件につきまして、ご説明いただきましたけれども、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

これは特に、特徴と言いますか。ここが目玉みたいな、そのようなことというのは、特にありませんでしょうか。

学校整備課長 校名のとおり、いわゆる小中一貫教育校でございます。施設一体型として初めての試みでございますけれども、小学生中学生の交流、それから教職員の連携が適切にできるように、また一方では、学齢や学習形態の違い、小学生と中学生の違いなどに配慮した設計ということにしております。

一堂に集うことができるような形で図書室・コンピューター室を設計したり、昼のランチルームを設置したりしております。武道場というのも、武道場ですから中学生が使うものですが、配置の関係で小学校の校舎部分に武道場をつくりますので、こちらは交流室と兼用の設計をいたしまして、そこは小学生も使えるというような形にしております。

そして、建築工事の手順についても工夫を凝らしまして、和泉小学校は授業をしたまま小学校を建て、そして、中学校部分は、中学生に一旦新泉小学校に行ってもらって、その間に既存の校舎を利用して改修するというような、規模は全体としては大きくなりますが、工事費をなるべく削減するというような計画になっております。

委員長 ありがとうございます。どうぞ。

對馬委員 資料 3 で、主に中学生が使う部分がオープンスペースで、小学生が使う部分にランチスペースというのがありますが、このランチスペースというのはちょっと目新しいような気がするのですが、これはどういうふうにする計画があるのでしょうか。

学校整備課長 ランチスペースが、最近建てた新築になった学校では、例えば井草

中学校などはランチスペースがございます。あそこは昼食を食べるだけではなくて、当然、給食だけでは時間が限られてもったいないということになりますので、その使い方を常にいろいろ工夫して、各学校でランチスペースのようなものがある学校については工夫をして使っています。

ですので、ここは「ランチスペース」と記載がございますが、下のオープンスペースともあわせて、その使い方、運用については小・中学校がそれぞれ考えていただいて使っていただくというふうに考えております。

対馬委員 ランチスペースとオープンスペースと、明確な言葉の違いというのは特にはないと、同じような使い方をするというふうに考えていいのでしょうか。

学校整備課長 同じような使い方でもできますし、書かれている字面のとおりの使い方でもできるであろうと。柔軟性の高い設計もしておりますので、うまく使っていたきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

田中委員 資料2の保健室のところなのですけれども、職員室から直接保健室に行き来ができるというこの廊下は先生方のためにある廊下なんですよ。

学校整備課長 緊急時にはどなたでも通れるということございます。

田中委員 小学生は、わりと保健室にオアシス的に通うみたいになっているのですけれども、この中学校の方のオープンスペースを通過して保健室に行くという形になるのでしょうか。

学校整備課長 基本的にはそうございます。

委員長 よろしいですか。

田中委員 使ってみないとわからないですかね。

学校整備課長 どうしても、2つの建物を完全にくっつけるわけにはいかない。では、そのくっついていない状況の中で動線をどう確保するか。

安全かつ一番使いやすいというふうにつくっておりますので、見方によってはどうなの、というところもあるかもしれませんが、建物の模型ができておりまして、それを見ていただきますと一層わかりやすいということになっております。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

2点よろしいですか。学童クラブが1階にありますよね。この広さというのは対応できる広さを確保されているのかということと、資料5の屋上運動広場とい

うのが2カ所ありますけれども、これは休み時間に遊んだりするところ、あるいは体育ができるというような、そのぐらいのスペースがある広さなのではないでしょうか。

学校設備課長 まず屋上運動広場でございますが、それぞれ小中に1つずつ独立して設けております。概略で恐縮でございますが、大体プールの大きさ、あるいはプールよりちょっと大きいという広さになっておりますので、委員長がおっしゃいましたような使い方は可能だと考えております。

それから、学童クラブでございますが、この建物の中に設置してございますけれども、基本的な考え方としては、この統合をされる新泉小学校には学童クラブが設定されておりますので、どういう運用になるかは別といたしまして、イメージとしてはその子どもたちが小学校はこちらに来るので、その学童に通っている子どもたちもここで過ごせるというような設計をしております。

委員長 そうすると、一応目安としては、それに耐え得るようなスペース的なものはあるということ。

学校設備課長 新しく学校ができますと、当然お子さんたちも増えてきます。そうすると、当然学童クラブの需要も増えてくる可能性がございます。当然、今、和泉小学校で学童クラブに通っている小学生は、和泉小学校の中の学童クラブに通っているということでございますが、今後、これについては学童クラブの運営、また子育て3法が成立いたしまして、学童クラブの需要が増えるかもしれないということがございますので、これからまだ建築をしていく中で工夫できるところは工夫をしていく、保健福祉部門と調整をしていくという用意はございます。

委員長 ありがとうございます。

對馬委員 資料4の普通教室の間にある「アルコープ」というのは、何のことですか。

学校整備課長 これは、オープンスペースの小型版というようなものでございまして、これは実は、プロポーザルで決定した設計会社が、売りとして出したものでございますけれども、例えば少人数教室に行かなくても、総合学習の時間のようなものを小学校の方で行う時に後ろのスペースを使って、数人が入れるよう仕切ることができますので、そこで例えば何か自由研究ができるとか、そういったスペースになっております。

對馬委員 その普通教室との間は可動ではなくて、これはしっかりとしたお部屋になっているというふうに考えていいのでしょうか。

事務局次長 小学校の方にこういうのを設けているのは、荻窪小学校のオープンスペースをご覧になったことはございますでしょうか。あそこに小さな「でん」という名称で子どもたちが5、6人でたむろって、そこで本を読んだりとか、そういうスペースがあります。学習するスペースというのは、がらんとした一般の教室と、学年単位で学習可能なオープンスペースと、それから、ちょっと小さなところを設けて、そこで少人数で少し何か友達なんかとおしゃべりをしたりだとか、そういう言ってみれば多様な教室構成といたしましょうか。ある意味では遊びの空間ではあるのですけれども、そういったものが必要だなということで、これを設けております。それが設計者さんの1つの提案なのだろうと思います。基本的には壁で区切るということですから、ローパーテーションとか、そういうことではなくて、ある意味では部屋としてのしつらえがあるのかなというふうに思います。

委員長 今のは、これは結局3階の部分の教室ですよ。普通教室のところですよ。1、2階のところには特にアルコープというのは、設置していない。

学校整備課長 こちらはどうしても制約がございまして。

委員長 これは多分新しいというか、どういう形の使い方がされるのかというのは、非常に有効な部分もあるでしょうし、というところはあるかなと思いますけれども。

事務局次長 ただ、こちらの設計者の意図を十分に学校が理解をして運用するかどうかというのは未知数でございまして。例えば、この前でき上がったばかりの井草中学校の特別教室の前には、若干のオープンタイプのスペースを設けておりまして、あれはギャラリーというよりも、そこに例えば理科の前の特別教室のところに少したまりをつくっています。あそこに様々な理科の展示をしたりだとか、教科によってはそのときに習うようなものをそこに出示したりだとかというふうに考えてつくっているのですが、残念ながら学校に行きましても今のところ何もありませんので、まだまだ十分にスペースを使いこなすだけの力量が。今後、施設の運営とともに育っていくことを願っております。

委員長 有効活用できるようになれば、本当にプラスになる部分があるのかなというように思いますけれども。

ほかにはいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、特に意見等ありませんので、ただいま一括上程されました議案につ

いては原案のとおり、可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第 45 号から議案第 48 号までは原案のとおり、可決させていただきます。ありがとうございました。

以上で予定されておりました日程につきましては、全て終了いたしました。庶務課長、何かございますでしょうか。

庶務課長 次回の定例会でございますけれども、既にご案内のとおり来週の水曜日、22 日の午後 2 時からでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、次回の定例会は 5 月 22 日の水曜日、午後 2 時からを予定していただきますのでよろしく願いいたします。

それでは以上で臨時会を閉会させていただきます。ありがとうございました。